

### 中期目標（素案）と修正案の比較表

素案	素案の修正案
<p><b>前文</b></p> <p>・・・（省略）・・・</p> <p>しかしながら、近年、医療を取り巻く環境は、国の医療制度改革などによって医師や看護師の確保が困難になるなど非常に厳しくなるとともに、医療技術の進歩や疾病構造の変化に伴い医療ニーズが高度化・多様化するなど、急速に変化している。</p> <p>このような中、総合医療センターは、DPCや7対1看護基準を導入するなど様々な経営改善に努めてきたが、今後も刻々と変化する医療環境に対応し、将来にわたって求められる機能を確実に果たしていくためには、経営の責任と権限を明確にし、より自立性や機動性に優れた運営体制を構築する必要がある。このため、「地方独立行政法人」に移行することとした。</p> <p>・・・（省略）・・・</p>	<p><b>前文</b></p> <p>・・・（省略）・・・</p> <p>一方、近年、医療を取り巻く環境は、国の医療制度改革などによって医師や看護師の確保が困難になるなど非常に厳しくなるとともに、医療技術の進歩や疾病構造の変化に伴い医療ニーズが高度化・多様化するなど、急速に変化している。</p> <p>このような中、総合医療センターは、DPCや7対1看護基準を導入するなど様々な経営改善に努めてきた。しかしながら、今後も刻々と変化する医療環境に対応し、将来にわたって求められる機能を確実に果たし、<b>県民に良質で安全・安心な医療を継続的に提供</b>していくためには、経営の責任と権限を明確にし、より自立性や機動性に優れた運営体制を構築する必要がある。このため、「地方独立行政法人」に移行することとした。</p> <p>・・・（省略）・・・</p>
<p><b>第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p>1 医療の提供</p> <p>医療環境の変化や多様化する医療ニーズ等に対応して、県民に良質な医療を提供できるよう体制の充実を図り、本県の政策医療の拠点としての役割を担うこと。</p> <p>(1) 診療機能の充実</p> <p>高度医療の提供 以下(略)</p>	<p><b>第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p>1 医療の提供</p> <p>医療環境の変化や多様化する医療ニーズ等に対応して、県民に良質な医療を提供できるよう体制の充実を図り、本県の政策医療の拠点としての役割を担うこと。</p> <p>(1) 診療機能の充実</p> <p><b>北勢医療圏の中核的な病院としての役割を着実に果たすとともに、以下に掲げる機能の充実について重点的に取り組むこと。</b></p> <p>高度医療の提供 以下(略)</p>

素案	素案の修正案
<p>4 医療に関する教育及び研修 (略)</p> <p>(1) 医師の確保・育成 三重大学と連携して指導医を確保するとともに、積極的に臨床研修医等を受け入れ、優れた医師の育成を行うこと。</p> <p>以下(略)</p>	<p>4 医療に関する教育及び研修 (略)</p> <p>(1) 医師の確保・育成 三重大学等と連携して指導医を確保するとともに、積極的に臨床研修医等を受け入れ、優れた医師の育成を行うこと。</p> <p>以下(略)</p>

【修正理由】

1. 前文

総合医療センターが将来にわたって、県民の視点に立った医療を継続的に提供し、県民の安全・安心に寄与していくために独立行政法人化を行う旨を明確にすることが必要であるとの判断により、上記下線部分のとおり修正。

2. 第2 - 1 (1)

「素案に書かれている内容では高度医療や救急医療などに特化していくのか、それとも総合的な医療体制を目指していくのか、その目指す方向が読み取りにくい。」との評価委員会から意見を受けて、上記下線部分のとおり修正。

3. 第2 - 4 (1)

「三重大学以外(他県)からも指導医の確保が必要である」との評価委員会から意見を受けて、上記下線部分のとおり修正。